沼津市立沼津高等学校・中等部

いじめの防止等のための基本的な方針

令和８年10月

沼津市立沼津高等学校・中等部

目次

第１章　基本的な事項　・・・１
　１　いじめの定義　・・・１
　２　いじめの理解　・・・１
　３　いじめの防止等に関する基本的な考え方　・・・２

第２章　いじめ防止等の対策のための組織の設置　・・・２
　１　名称　・・・２
　２　構成員　・・・２
　３　役割　・・・２

第３章　いじめの防止等のための対策　・・・３
　１　集団・信頼関係づくりの年間計画　・・・３
　２　ボランティア活動等への取組　・・・３
　３　教職員への理解促進の場や研修の実施　・・・４

第４章　いじめの早期発見・早期対応　・・・４
　１　生徒の実態把握　・・・４
　２　相談体制　・・・４
　３　学校のいじめに対する措置　・・・４
　４　校長及び教員による懲戒及び指導　・・・５
　５　関係機関等との連携　・・・５

第５章　重大事態への対応　・・・５
　１　重大事態の定義　・・・６
　２　重大事態発生の報告　・・・６
　３　調査組織による調査　・・・６
　４　被害生徒・保護者への情報提供　・・・６
　５　報道対応　・・・６

第６章 点検・見直し　・・・６

第１章 基本的な事項

本校では、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、全ての教職員が生徒とともに校訓「求道」のもと、互いに尊重し、認め合う集団づくりや、人を思いやる豊かな心を育み、心の通い合う人間関係づくりを進めます。

特に、いじめに対しては、「どの学校にも、どのクラスにも、どの生徒にも起こりうる」との認識を持ち、「いじめは絶対に許さない」指導を続けていきます。いじめをなくすため、基本的な考え方を共有し、いじめ問題の克服に向けて、連携・協力して取り組んでいきます。

１　いじめの定義

「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法第２条に定める、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

具体的な表れとしては、例えば以下のようなものが考えられます。

⑴ 冷やかし、からかい、悪口、脅し文句、嫌なことなどを言われる。
⑵ 仲間外れや集団から無視される。
⑶ 体を当てられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
（軽いもの、遊ぶふりによるものも含む。）
⑷ 金品をたかられる。
⑸ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
⑹ 嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことなどをされたり、させられたりする。
⑺ インターネット等の情報機器・情報端末をとおして誹謗中傷や嫌なことをされる。
等

２　いじめの理解

本校においては、「いじめ」について次のように捉えます。

⑴ いじめは、どの生徒にも、どこでも起こりうる。
⑵ いじめは、時として生命又は心身に重大な危険を生じさせる。
⑶ いじめる側、いじめられる側が入れ替わり、両方の立場を経験することもある。
⑷ はやし立てる生徒、見て見ぬ振りをする生徒の存在がいじめを助長する。
⑸ いじめは、周りの生徒や大人の見えない所で、わからないように行われることも多い。
⑹ いじめは、規範意識が薄く規律の弱い集団で起きやすい一方、規律が過度に強い集団でも起こりうる。
⑺ いじめは仲の良いグループの中で起きることも多い。
⑻ いじめを受けている生徒がいじめを受けていることを認めないことがある。
⑼ いじめている生徒に自分がいじめをしているという認識が薄いことがある。
⑽ 学校や教員の側に、いじめを解決する誠意と能力があるという生徒からの信頼があればいじめについての情報が生徒や保護者から寄せられる。

一つひとつの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた生徒の立場に立つことが必要です。また、いじめには様々な表れがあることに気をつけて、いじめであるかどうかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかったり、いじめに本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その生徒やその周りの状況等をしっかりと確認します。

３　いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) 未然防止

講演会、学校行事、特別活動等の学校活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養います。

(2) 早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提となります。いじめの早期発見のため、アンケート、教員の観察、生徒や保護者が訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して生徒を見守ります。

(3) 対応

いじめがあることが確認された場合は、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる生徒に対して事情を確認し適切に指導するなど、学校は組織的に対応します。また、家庭や市教育委員会への連絡、相談や事案に応じ、関係機関と連携を図ります。

第２章 いじめ防止等の対策のための組織の設置

１　名称

いじめ防止対策委員会

２　構成員

構成員は、校長、副校長、教頭(中・高)、生徒指導部長、学年主任(中・高)、生徒指導主事(中)、養護教諭(中・高)、その他外部の専門家(スクールカウンセラー、医師、警察関係者等)とします。事案の関係生徒・内容に基づき、管理職を含め関係教職員等の適正な対象及び人数で組織します。

３　役割

(1) いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
(2) いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口
(3) いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
(4) いじめに係る情報があったときに緊急会議を開催
(5) 事実関係の把握といじめであるか否かの判断
(6) いじめの防止等のための基本的な方針に基づく取組の実施や年間計画の作成
(7) いじめの防止等のための基本的な方針の点検・見直し

第３章 いじめの防止等のための対策

規範意識を持った生徒が、互いの信頼関係の下でのびのびと自分を出せる集団づくりをすることがいじめの防止につながり、担任をはじめとする教員と生徒の信頼関係づくりもいじめ防止に有効です。また、ボランティア活動や講演会、講習会等はいじめに対する心構えを醸成するために有効です。そのために、以下のような取組を行います。

１　集団・信頼関係づくりの年間計画

月	中等部	高校	集団づくり	信頼関係づくり
４月	ふれあい学習（１年）		○	
		初期指導	○	
		人間関係づくりプログラム（1年）	○	
	面接			○
	心理検査			○
６月	文化祭・体育祭		○	
	いじめアンケート			○
	教育相談アンケート			○
７月		学校生活等アンケート		○
９月	面接			○
	職業体験（２年）		○	
10月	自然教室（２年）		○	
	修学旅行（３年）		○	
		遠足（１・３年）	○	
	いじめアンケート			○
	教育相談アンケート			○
11月		修学旅行（２年）	○	
12月	学校生活等アンケート			○
１月	人権アンケート			○
	いじめアンケート			○
	教育相談アンケート			○
３月		球技大会（１・２年）	○	
		学校生活等アンケート		○
各学期	学年レク		○	
不定期	生徒会レク		○	
通年		人間関係づくりプログラム	○	

２　ボランティア活動等への取組

(1) ボランティア活動

部活動単位でのボランティア活動（少なくとも年１回）

C-learning等を活用した啓蒙（随時）

(2) その他の取組

＜中等部＞

道徳の授業をとおして、生徒の自尊感情や対人交流の能力、人間関係を形成していく能力、立場や意見の異なる他者を理解する能力などの資質・能力を育成します。

＜高校＞

委員会活動をとおして、人権教育に関する取組を少なくとも年１回行います。

３　教職員への理解促進の場や研修の実施

教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応でなく組織として一貫した対応となるよう、年度当初に、「沼津市立沼津高等学校・中等部いじめの防止等のための基本的な方針」の確認を全教職員により行います。また、必要に応じて、いじめの理解、未然防止等に関する校内研修を実施します。

第４章 いじめの早期発見・早期対応

１　生徒の実態把握

生徒に対する日常的な観察を基盤に、４月・９月の面接週間、学期ごとの学校生活等アンケート、４月の保健･カウンセリング部による心理検査等を行い、生徒の実態把握に努めるとともに、随時、生徒の様子についての話し合いを行い、いじめの早期発見、早期対応に努めます。

２　相談体制

教育相談室はスクールカウンセラーが常駐しており、いつでも教育相談を行います。相談を希望する生徒、保護者がカウンセリングを受けることができます。また、常に生徒の様子に気を配り、気になる生徒についての話し合い(教育相談ミーティング)を行っています。

３　学校のいじめに対する措置

(1) いじめの相談を受けたり、生徒がいじめを受けていると思われたりするときは面接や記名アンケート等により、早期に事実確認を行うとともに、いじめが認知された場合には、市教育委員会に報告します。

(2) いじめが認知された場合は、いじめをやめさせ、再発防止のため、いじめ防止委員会で対応について話し合い、必要に応じてスクールカウンセラー、警察等の専門家の協力を得て、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援、いじめを行った生徒とその保護者に対する指導、助言を継続的に行います。

(3) 必要に応じて、いじめを行った生徒には、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめを受けた生徒が安心して授業を受けることができるようにします。

(4) いじめを受けた生徒の保護者といじめを行った生徒の保護者との間で問題が起こることがないように、保護者との情報共有を行います。

(5) 認知されたいじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察に相談し連携して対応します。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察に通報するなど適切な処置を行います。

(6) いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件を満たしている状態です。

① いじめに係る行為が相当の期間（少なくとも３か月を目安）止んでいる。

② いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないこと

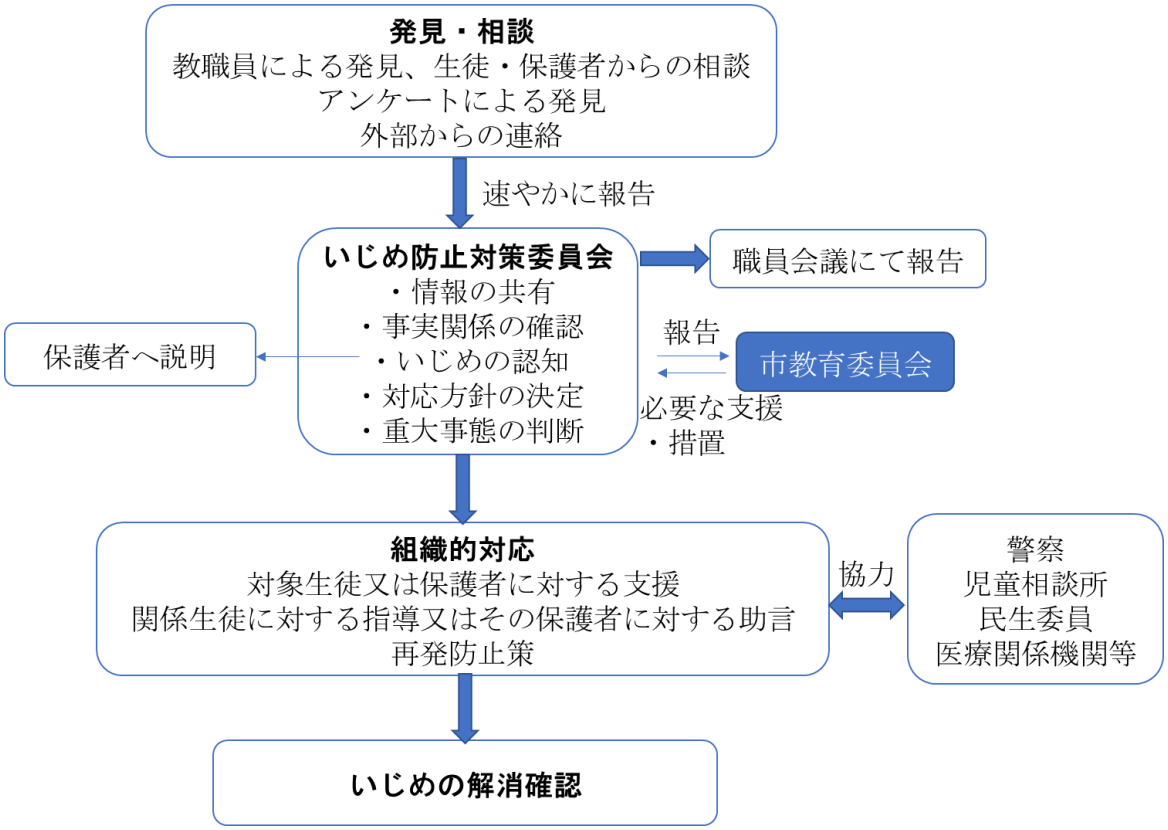
また、いじめが「解消している」状態に至っても、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察します。

４　校長及び教員による懲戒及び指導

校長及び教員は、いじめを行った生徒に対して、教育上必要があると認めるときは、人格の成長を促すために、適切に懲戒及び指導を行います。

５　関係機関等との連携

いじめに対する指導・援助には、専門性・時間・機能などの面で学校の範囲を超える場合があることを認識し、学校と関係機関等がそれぞれの役割を果たしつつ相互に補充し合い、一体となった取組をする。市教育委員会、警察署、児童相談所、民生委員、医療機関等との協力体制を確立します。



第５章　重大事態への対応

１　重大事態の定義

重大事態とは、次のような場合を言います。

(1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(2) いじめにより生徒が相当の期間(年間30日を目安とします。)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき又は生徒が一定期間、連続して欠席しているとき。

また、生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときには、重大事態が発生したとして対応します。

２　重大事態の発生報告

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、市教育委員会を通じて市長に重大事態が発生した旨を報告します。

３　調査組織による調査

調査の主体は、市教育委員会が主体となって調査組織を構成する場合と、学校が主体となって調査組織を構成する場合があり、調査主体は市教育委員会が判断します。

４　いじめを受けた生徒・保護者への情報提供

市教育委員会又は学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を正確に提供します。

５　報道対応

個人情報や人権等に最大限配慮しながら、事件・事故について情報を提供していきます。提供にあたっては、公開できる情報はきちんと伝えるが、プライバシーの保護等の理由から伝えられない場合は、その旨を説明し、理解を求める場合もあります。

第６章　点検・見直し

「沼津市立沼津高等学校・中等部いじめの防止等のための基本的な方針」については、年度末にいじめ防止委員会で点検・見直し、次年度の体制につなげていきます。